8　南海トラフ地震防災対策推進協議会
関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の南海トラフ地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第九条関係）

9　南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定等
内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定することとした。（第一〇条関係）

10　津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置
9による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項等を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととした。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律第五五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでないこととした。（第一一条関係）

11　津波避難対策緊急事業計画
9による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村長。）が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）を作成することができることとした。（第一二条関係）

(一)　南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業

(二)　(一)の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

(三)　集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、15の特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。）

(四)　集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

12　津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等
津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業（以下「津波避難対策緊急事業」という。）のうち、別表に掲げるもの等に要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとすることとした。（第一三条及び別表関係）

13　移転が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等
国は、11の(四)の政令で定める施設の整備に関し、必要な財政上及び金融上の配慮をすることとした。（第一四条関係）

14　集団移転促進事業に係る農地法の特例
市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地を農地以外のものにする場合等において、農地転用の許可要件を緩和することとした。（第一五条関係）

15　集団移転促進法の特例
津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合においては、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの用に供する土地等も補助の対象とすることとした。（第一六条関係）

16　集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配慮
国の行政機関の長又は都府県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業の実施のため国土利用計画法等の法律の規定による協議その他の行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をすることとした。（第一七条関係）

17　地方債の特例
地方公共団体が津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共施設等の除却を行うために要する経費等については、地方財政法第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができることとした。（第一八条関係）

18　その他
その他関係法律等について、所要の規定の整備等を行うこととした。

19　施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇首都直下地震対策特別措置法（法律第八八号）

（内閣府本府）

1　総則

(一)　目的
この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義
この法律において必要となる「首都直下地震」等の定義を定めることとした。（第二条関係）

(三)　首都直下地震緊急対策区域の指定等
(1)　内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）として指定するものとすることとした。（第三条関係）

(2)　緊急対策区域の指定の手続に関する規定を設けることとした。（第三条及び第四条関係）

2　緊急対策推進基本計画
政府は、1の(三)の(1)による緊急対策区域の指定があったときは、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策（以下「緊急対策」という。）の推進に関する基本的な計画（以下「緊急対策推進基本計画」という。）を定めなければならないこととした。（第四条関係）

3　行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等

(一)　行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画
政府は、緊急対策推進基本計画を基本として、首都直下地震が発生した場合における国の行政に関する機能のうち中枢的なものの維持に係る緊急対策の実施に関する計画を定めなければならないこととした。（第五条関係）

(二)　国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、(一)に準じた所要の措置を講ずるものとすることとした。（第六条関係）

4　首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置

(一)　内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等を緊急に行う必要がある地区を、首都中枢機能維持基盤整備等地区（以下「基盤整備等地区」という。）として指定するものとすることとした。（第七条関係）

(二)　(一)による基盤整備等地区の指定があった時は、その全部又は一部の区域が基盤整備等地区である地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）は、共同して、基盤等整備地区について、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために、安全確保施設の整備等に関する計画（以下「基盤整備等計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとした。（第八条～第一四条関係）